

税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて

- 平成 31 年 3 月 30 日財関第 439 号
- 改正 令和元年 12 月 16 日財関第 1717 号
- 改正 令和 2 年 3 月 31 日財関第 415 号
- 改正 令和 3 年 3 月 31 日財関第 260 号
- 改正 令和 4 年 3 月 31 日財関第 206 号

標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成 31 年 4 月 1 日から、これにより実施されたい。
この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。

記

（用語の意義）

- 1 税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。
 - (1) 省令第 3 条第 2 項に規定する電子情報処理組織とは、税関検査場電子申告ゲート（以下「Eゲート」という。）をいう。
 - (2) 省令第 3 条第 2 項に規定する申請等とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 59 条第 1 項に規定する関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入申告（輸入しようとする貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときに限る。）及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 14 条第 1 項に規定する申告をいう。
 - (3) 省令第 3 条の 2 に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、税関検査場に設置された電子申告端末（顔認証機能を有するか有しないかを問わない。）をいう。
- 2 電子申告ゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。
 - (1) モバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。

なお、二次元コードの読取りに替えて携帯品・別送品申告情報を電子申告端末（顔認証機能を有するものに限る。）に直接入力させることができる。
 - (2) 別送品がある旨の情報が含まれた輸入申告を受理したときは、税関において、「携帯品・別送品申告書」（別紙様式）を 1 通印刷し、確認済の旨を記載して申告者に交付するものとする。

なお、別送品を輸入する場合の申告手続については、関税法基本通達 67—4—10(4)の規定を準用する。
 - (3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、申告者からの申出に基づき、税関において行うこととし、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を 1 通印刷し、申告者に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。

なお、当該申告書は税関において保管するものとする。



携帯品・別送品申告書

搭乗機（船）名			入国日	* / * / *		
出発地						
氏名						
現住所 （日本での 滞在先）						
	電話					
国籍			職業			
旅券番号			生年月日	* / * / *		
同伴家族	20歳以上	名	6歳以上20歳未満	名	6歳未満	名
1. 下記に掲げるものを持っていますか？						
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの（下記「申告内容の確認」1.を参照）						
② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの（下記「申告内容の確認」2.を参照）						
③ 金地金又は金製品						
④ 免税範囲（下記「申告内容の確認」3.を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など						
⑤ 商業貨物・商品サンプル						
⑥ 他人から預かったもの（スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む）						
2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？						
* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。						
3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？						
* 入国後6か月以内に輸入するものに限る。						
* 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。						
入国時に携帯して持ち込むもの						課税
(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。	酒	類	本			
	たばこ	紙巻	本			
		加熱式	箱			
		葉巻	本			
		その他	グラム			
	香水		本			
	その他の品名		数量	価	格	
*税関記入欄	金額 円					
	備考					
	確	認	免	税	特	優
				外	交	官
					ミ	ス
《申告内容の確認》						
1. 日本への持込みが禁止されている主なもの						
① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など						
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品						
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など						
④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など						
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど						
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品						
2. 日本への持込みが制限されている主なもの						
① 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類						
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ウニ・ヘビ・ワグネル・象牙・じゃ香・柿干など）						
③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品（ソーシ・ジャーキ類を含む。）、野菜、果物、米など * 事前に動物・植物検査カウンターでの確認が必要です。						
3. 免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）						
・ 酒類3本（760mlを1本と換算する。）						
・ 紙巻たばこ200本（外国製、日本製の区分なし。）						
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。						
・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限る。）						
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。						
* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。						
* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。						
《注意事項》						
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。						
この申告書に記載したとおりである旨申告します。						
署名						

